

南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度要綱

(目的)

第1条 この告示は、南阿蘇村において草原維持が困難になりつつあることに鑑み、牧野組合又は地区等（以下「野焼き実施主体」という。）の一員として草原維持作業を担う野焼きプロ人材の育成を目的とする。

(定義)

第2条 この告示において野焼きプロ人材の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 野焼き実施主体の指示の下、野焼き（火引き及び火消し）を行う者
- (2) 野焼き実施主体の指示の下、輪地切り（輪地焼きを含む。）を行う者
- (3) 野焼きボランティアへ現場指示を行う者

(野焼きプロ人材登録)

第3条 野焼きプロ人材への登録は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 20歳以上の村外在住者で、阿蘇郡市内で行われる直近5年間において野焼き及び輪地切りにそれぞれ3回以上参加していること。

イ 20歳以上の村内在住者（当該野焼き実施主体出身で、現在は村外居住しているものを含む。）で直近10年間において輪地切り及び野焼きにそれぞれ年3回以上参加していること。

(2) 当該野焼き実施主体の野焼き、輪地切りの従事者でないこと。

(3) 認定を得ようとする対象牧野組合等において、野焼き、輪地切りに計2回以上参加していること。

(4) 村が指定する講習の全カリキュラムを受講し、終了していること。

(5) 呼吸循環器系の疾患を有していないこと。

(6) 南阿蘇村暴力団排除条例(平成23年南阿蘇村条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(登録の手続)

第4条 野焼きプロ人材認定制度の登録は、南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、登録をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を野焼きプロ人材認定制度決定・不決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 村長は、認定を決定したときは、台帳(様式第3号)に登録するものとする。

(登録の取消し)

第5条 村長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 登録者からの申し出があったとき。

(2) 直近3年間、野焼きプロ人材として作業従事しなかったとき。

(3) その他村長が不適当と認めたとき。

(装備品の貸与)

第6条 村長は、第4条で登録したものについて、草原維持作業に必要な装備品(難熱性衣服、ゴーグル、手袋、ヘルメット)を貸与する。

(野焼きプロ人材の派遣)

第7条 野焼きプロ人材の派遣を要請する野焼き実施主体は南阿蘇村野焼きプロ人材派遣要請書(様式第4号)に必要事項を記入の上、村長に提出するものとする。

2 村長は前項の要請書の提出があった場合は、野焼きプロ人材登録者に派遣を依頼し、承諾する場合はその旨野焼き実施主体へ回答する。

(派遣に要する経費)

第8条 前条で派遣した野焼きプロ人材に対しての経費は草原維持作業1日つき3,000円/日とする。

(事故発生時の対応)

第9条 派遣により野焼きプロ人材が作業に従事する場合には、村は傷害保険に加入し怪我や死亡事故が起きた場合は その保険を適用する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

(あて先) 南阿蘇村長

南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度登録申請書

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

私は、南阿蘇村野焼きプロ人材認定に登録したいので、南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度要綱第 4 条の規定により申請します。

(ふりがな) 登録者氏名	(ふりがな)	生年月日
		年 月 日
登録者の住所・連絡先	〒 ー	
	電話、携帯番号	
対象牧野組合、地区		
選択登録要件 ※いずれかを選択する		
<input type="checkbox"/> 村外在住者要件	<input type="checkbox"/> 阿蘇郡市内で行われる直近 5 年間で、野焼き及び輪地切りにそれぞれ 3 回以上参加している <input type="checkbox"/> 当該野焼き実施主体の野焼き、輪地切り従事者でない	
<input type="checkbox"/> 村内在住者要件	<input type="checkbox"/> 直近 10 年間で野焼き及び輪地切りにそれぞれ 3 回以上参加している	
必須登録要件 ※すべてに該当する事		
<input type="checkbox"/> 認定を得ようとする対象牧野等において野焼き、輪地切りに計 2 回以上参加している <input type="checkbox"/> 村が指定する村が指定する講習の全カリキュラムを受講し、終了している <input type="checkbox"/> 呼吸循環器系の疾患を有していない <input type="checkbox"/> 南阿蘇村暴力団排除条例(平成 23 年南阿蘇村条例第 5 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でない		

※添付資料については、村が指定する資料を添付する事

様

南阿蘇村長



南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度登録決定・不決定 通知書

年 月 日付けで申請がありました南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度への登録については、下記のとおり決定・不決定しましたので通知します。

記

1	登録者氏名	
2	連絡先	
3	対象牧野、地区	
4	不決定の理由 (不決定の場合)	

南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度登録台帳

登録No.	氏名	対象牧野、地区名	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(あて先) 南阿蘇村長

野焼き実施団体名：

代表者名：

南阿蘇村野焼きプロ人材派遣要請書

南阿蘇村野焼きプロ人材認定制度要綱第7条の規定により野焼きプロ人材の派遣を要望したいので要望いたします。

1	派遣要請日	年 月 日
2	要請人数	
3	野焼き、輪地切り実施地区	
4	連絡先	